

## とやま未来創造県民会議設置要綱

### (目的)

第1条 人口減少を克服し、富山県の自然、文化・産業など、各地域の特色・強みを活かした持続可能で活力ある未来を創造するため、とやま未来創造県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 「とやま未来創生戦略」の検討に関すること。
- (2) とやま未来創生戦略の最終評価案の検討に関すること。
- (3) 地方創生に関する国の交付金を活用した事業の評価案の検討に関すること。
- (4) その他県民会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 県民会議は、委員20名以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、学識経験者、経済界及び行政の代表者等のうちから知事が委嘱する。

### (役員)

第5条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副 会 長 1名
- 2 会長及び副会長は、知事が指名する。

### (役員職務)

第6条 会長は、会議を進行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第7条 県民会議は、知事が招集する。

- 2 知事が必要と認める場合は、県民会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (委員会等)

第8条 本県の地方創生と関連の深い個別の課題について協議・検討を行うため、県民会議に適宜、委員会等の組織を設置することができる。

- 2 委員会等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### (事務局)

第9条 県民会議の事務局は、富山県知事政策局企画室に置く。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則  
この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和元年7月26日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。